

Title	特定目的会社について、法人格否認の法理の適用が否定された事例
Sub Title	
Author	矢嶋, 雅子(Yajima, Masako)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.19 (2011. 3) ,p.577- 586
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	豊泉貫太郎教授, マキロイロバート教授, 退職記念号 = Essays Commemorating the Retirement of PROFESSOR TOYOIZUMI KANTARO, PROFESSOR ROBERT MCILROY Presented by Their Colleagues and Former Students 判例評釈(民事法)
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110325-0577

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特定目的会社について、 法人格否認の法理の適用が 否定された事例

矢 嶋 雅 子

【評釈判例】

平成22年7月13日東京地裁民事第49部判決、平成21年(ワ)第5317号損害賠償請求事件（確定）、金商1357号42頁

【事案の概要】

X（原告）は、債務超過に陥ったことから、私的整理手続（以下「本件私的整理手続」という。）に着手し、私的整理計画案を債権者らに提出しこれに承認を得た。Y₁（被告。ケイマン諸島法人）は、不動産投資ファンド（以下「本件ファンド」という。）の投資スキームの一環として、当該整理計画案が承認される前より、Xに対して貸付債権を有するAから当該債権を譲り受けることを前提に、Xらと整理計画案についての交渉を開始し、整理計画案の承認直後に、Aから債権を譲り受けると同時に、債権の担保としてAが占有していたX所有の株式（以下「本件株式」という。）に係る株券の引渡しを受けた。承認された整理計画（以下「本件整理計画」という。）では、本件株式をXが訴外Bに譲渡し、Bより融資を得ることになっていたことから、XはY₁に株券の引渡しを求めたが、本件整理計画の内容の一部であった匿名組合出資（以下「本件出資」という。）

をめぐって、BとY₁が対立するに至り、その結果として、Y₁は、本件整理計画の内、XとAに係る合意部分（以下「本件和解契約」という。）は、Xの債務不履行により解除されている、あるいは、錯誤無効又は詐欺取消しにより本件和解契約の効力は認められないとして、Xからの株券引渡請求を拒絶した。そこで、XはY₁に対し、株券引渡請求訴訟を提起したところ、Xの請求が認容され、当該判決は確定した（Y₁は確定後、株券をXに引き渡している）。

本件は、Xが、①Y₁に対して、本件整理計画に基づく義務に違反し、株券引渡しを遅延したことを理由として、Xに生じた損害の賠償を請求すると共に、②Y₁がAから上記債権を譲渡するにあたり、投資アドバイザーとして関与していたY₂（被告。日本法人）に対し、Y₁は特定目的会社であり、「単なる箱」であって、株券引渡しを実質的に拒絶していたのはY₂であるとして、法人格否認の法理を理由とする民法415条に基づく損害賠償を、あるいは、Y₂の行為は共同不法行為に当たるとして、民法709条に基づく損害賠償を求めた事案である。

【判決の要旨】

Y₁及びY₂に対するいずれの請求も棄却。

Y₂に対する請求について、裁判所は次のとおり判示した。

「Xは、本件和解契約における当事者の地位をAから承継した者がY₂であるとの外観が表示されていたという外観信頼の保護を法人格否認の法理の適用を認めるべき実質的理由であると主張しているのであるから、Y₁に対する法人格否認の法理の適用については、Y₁の設立準拠法であるケイマン諸島法ではなく、本件和解契約に適用される日本法によるべきである。」

さらに裁判所は、当事者の地位を承継した者がY₂であるとの外観が表示されていたということはできないと判示した上で、「のみならず、特定目的会社は、ある事業に投資するために、投資家からの資金調達や資産の小口化を図るためのいわば受け皿として設立される法人であり、投資のリスクを最小限にすることができる仕組みとして利用されているものであり、特別目的会社には、特定

のプロジェクト資産の保有及び投資プロジェクト事業の運営以外の事業を行わせないことにより、特別目的会社の倒産のリスクを当該プロジェクトの不成功の場合に限定し、他の事業の失敗のリスクによる悪影響を排除し、倒産の危険から隔離し、投資家に不測の損害を与えることを防止し、新規事業等への投資を容易にさせる仕組みであるといえることができる。このような、特別目的会社制度の趣旨からすれば、特別目的会社は、投資の対象となる資産の価値に重点が置かれており、事業主体としての会社と役員や従業員等の体制が必要とされていない。そして、Y₁には、従業員が1人もいないし、日本における営業所の所在地が営業所としての実体、機能を有していないが、これは、Y₁が、C（注：本件ファンドのジェネラル・パートナー）において、Xに対する債権を取得して本件出資に参加するにあたり、原告に対する債権の帰属主体及び資金の受け皿として利用した特別目的会社である以上、当然のことであり、また、Y₂は、本件整理契約（注：「本件整理計画」の誤記と思われる。）及びその後の本件出資につきXとの交渉等を行ったが、これは、Cから委託された投資アドバイザー業務の執行であって、「Y₁においては、役員及び株主によるその業務に関する決議もされているのであるから、Y₂がY₁を支配し、違法又は不当な目的でY₁の法人格を利用しているということができないし、Y₂との関係でY₁の法人格が形がいは化しているということとはできない。」とした。

また、不法行為に基づく請求については、Y₂がY₁による本件株券の引渡しの拒絶に関与したことを認めるに足りる証拠はないとしつつ、「仮に、Y₂がY₁による本件株券の引渡しの拒絶につき関与していたとしても、Y₁が上記のとおり、特別目的会社である以上、それだけでは直ちにY₂がXに対して不法行為責任を負うということとはできない。」と判示し、Xの主張を否定した。

なお、本稿では紙面の関係上、詳細は省略するが、Y₁に対する請求については、裁判所は、Xの債務不履行について帰責事由の存在を認めたものの、損害との因果関係を否定し、Xの請求を棄却している。

【解 説】

本件は、不動産投資スキームで用いられる特定目的会社（いわゆる「SPC」=Special Purpose Company）について、特定目的会社が単なる受け皿であり、事業法人としての実体を欠くことを理由して、法人格否認の法理の適用が主張されたことに対し、裁判所の判断が示された初めてのケースではないかと思われるため、ここに紹介する次第である。

1. 特定目的会社への法人格否認の法理適用の是非

(1) 判断の前提となっている投資スキームの概要

判決によれば、本件においてY₁及びY₂をめぐる法律関係及び事実経緯は次のとおりである。

Y₁は、前述のとおり、ケイマン諸島法に基づいて特別目的会社として設立された有限責任会社であり、不動産又は動産により担保される貸付債権の取得、運用及び処分等を目的としており、その全株式は、ケイマン諸島法人であるDが保有している。

Y₂は、米国外の不動産及び不動産関連の投資を行うため、米国デラウェア州法に基づいて設立された複数のリミテッド・パートナーで構成された本件ファンドのグループ会社であり、本件ファンドの投資案件に関する意思決定機関であるCから、本件ファンドのための投資案件の紹介、デュー・デリジェンスの実施及び投資ストラクチャーについての助言などの投資アドバイザー業務を委託されていた。

Y₂は、Cから委託された本件ファンドに対する投資アドバイザー業務として、Xの債権者であったAとは別の債権者と秘密保持契約を締結した上で、本件整理手続について調査を開始したところ、Xの債権者から債権を買い取り、本件整理計画で計画されている投資スキームに出資することによって債権買取額以上の利益が得られると判断して、Xに対する債権買い取りを決定し、最終的には、AからY₁にAの保有する債権が譲渡されることになった。この際、Y₂は、Cに対し、Eが特別目的会社3社に資金を供給した上で、上記3社がY₁

との間で匿名組合契約を締結し、上記3社がY₁に対して資金を提供し、Y₁が匿名組合の営業者としてAから債権を取得するという内容の投資スキームを提案し、かかる投資スキームはCの同意を得て実行に移された。

上記匿名組合契約において、Y₁が行う事業は、本件Xに対する債権の購入を含む貸付債権の取得、保有及び処分並びに貸付債権及びこれを被担保債権とする担保権又は保証に関する権利の行使に限定され、Y₁は、グループ会社である他の複数の会社に対し、匿名組合出資者への報告等管理業務や貸付債権の管理回収業務等を委託していた。(Y₂は、上記受託会社の株式を保有していない。)

Y₁がAから債権を譲り受ける見込みとなった後も、債権譲渡の交渉及び本件整理計画における投資スキームに係るX側との交渉は、実質的には全てY₂の役員ないし従業員が行っており、Y₁には従業員は一人もおらず、日本における営業所の所在地はY₂の営業所と同じ住所であり、Y₁固有の営業所としての実体及び機能を有してはいなかった。

(2) 判決に対するコメント

既述のとおり、判決は、本件において法人格否認の法理の適用を否定したが、相当な判断と考える。

まず、前提の価値判断として、金融サービスの高度化・専門化が進展している中で、多数の投資家から資金を集め、市場で専門家が運用・管理する集団投資スキームは、現代社会における金融において重要な役割を担うもの(金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」(平成11年7月6日)21頁)として、つとにその活用が期待されているものである。

また、集団投資スキームにおける仕組みを組成するにあたっては、権利関係を簡明にするために、その資金の受け皿となるビークルが用いられるのが一般的である。「金融取引でも……たくさんの取引を、それぞれに最も有利な法秩序を利用して一つの取引として組成することが一般的である。たとえば、ケイマンなどの柔軟な法形式を利用して、特別目的『会社』を設立して譲渡資産の譲受人とすることは、機動的な資金調達のための重要な選択肢となっている。」

と指摘されるとおり（野本美明「判批」『私法判例リマークス27』131頁）、機動的な資金調達等を達成するためには、受け皿の法的仕組みも重要な要素となるものであり、この受け皿の法的枠組み等についても、集団投資スキームの発展を促進するため、従前から様々な検討がなされている。

そして、資金の受け皿に関する法的整備も進んでおり、これにより、日本において投資ファンドが拡大したと指摘されている（光定洋介ほか『投資ファンドのすべて』5頁）。

そのような法的整備の例として、投資信託及び投資法人に関する法律の改正、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（SPC法）の改正、投資事業有限責任組合契約に関する法律の制定、有限責任事業組合契約に関する法律の制定といったことが挙げられている。

以上のことから、本件において、仮に、Y₁の法人格が否認されるとするならば、かかる判断は、ごく一般的に世の中に存在する投資スキームの受け皿であるビークルの法人格を否認することになりかねない。仮に受け皿会社を利用するスキームにおいて、ファンドマネージャーやビークルから業務委託を受けた金融サービス業者が、その債権者に対して直接債務を負担することになるとすれば、ビークルを活用することで金融サービス業者自体の倒産から生じるリスク隔離を図ってきた集団投資スキームが破綻することになりかねず、資産の流動化に関する法律の制定などにより達成しようとした「一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資すること」といった目的を達することは不可能となる。このような結果は、集団投資スキームの発展を狙って各種の法整備がなされてきた日本において、社会経済上及び法律上、容認できないものであろう。

法人格否認の法理の実定法上の根拠としては、通説的には、民法1条3項（権利濫用の禁止）があげられているが、その適用範囲については、元来、民法1条3項が正義・衡平の要請を満たすための例外的な判例法理であることが強調され、したがって、極めて限定的に解すべきとされている（森本滋「法人格否認の法理の新展開」『新・実務民事訴訟講座(7)国際民事訴訟・会社訴訟』351頁）。

このことからしても、法人格否認の法理の適用に当たり、あるスキーム等が広く活用されていること、社会的に有用性が認められていることは考慮されるべきである。

本件に先立つ東京地判平成7年3月28日判時1557号104頁は、従業員も物的な意味での事務所も存在せず、役員は親会社の役員が兼務している状態で、会社組織としては全くのペーパーカンパニーであると認定した会社につき、いわゆるレバレッジド・リース契約（以下「LL契約」という。レバレッジド・リースとは、物件の法定耐用年数よりリース期間を長く設定することにより、各期のリース料を低くしてユーザーの利益を図ると共に、レッサー（投資家）に節税効果を与えることを目的とするもので、レッサーは物件購入資金の80%程度を借入金に依存し、リース期間の前半には多額の借入金利及び物件の減価償却費を費用化して赤字を発生させ、それを本業の利益と通算することで節税効果を得て、それによる資金の活用を図ることを狙った非典型リースの一形態である（遠藤美光「匿名組合を利用したレバレッジド・リース」別冊ジュリ164号『商法（総則商行為）判例百選（第4版）』164頁））においては、「このようなペーパーカンパニーがリース事業者となることは、法技術的に当初から予定されている事柄であり、前記のような節税効果も、このようなペーパーカンパニーがリース事業者となるからこそ可能となるものである……。その意味で、匿名組合員の都合で、」ペーパーカンパニーとされる会社の「法人格を否認することは、LL契約の大前提を揺るがすものといわなければならない。」として、会社が全くのペーパーカンパニーであったとしても、そのことから直ちに法人格の否認を認めるものではないと判示している。この裁判例は、従来の形骸化事例における要件吟味に加えて、法人格否認の法理の根底にある信義則ないし権利濫用論に遡り、当時の経済社会におけるLL契約のような契約形態の有用性や法人格の否認を主張する者がその有用性を前提に契約関係に入った者であるという事実を考慮し、信義則違反ないし権利濫用と評価すべきかと吟味した上で結論を導いたものと理解でき（高瀬保守「法人格否認の法理 その現状と課題」判タ1179号95頁）、法律上そして社会経済上活用されているスキームの有用性をも、法人格否認の法理が問題と

なる場面では、考慮すべきであることを明らかにしている。

本件では、Y₁の設立自体には違法な目的が認められず、むしろ、Y₁のような受け皿の利用が促進されていたことは上記のとおりであるから、この裁判例に照らしても、本件でY₁の法人格は否認されるべきではないとした裁判所の判断は相当と思料する。

2. 法人格否認の法理の準拠法

本件における特殊な事情として、Y₁は、ケイマン諸島法に基づいて設立された外国会社であるため、本件では法人格否認の法理の準拠法が争われていたので、この点補足しておきたい。

法人格の有無・発生・消滅等の準拠法は、一般的には、会社の従属法（設立地法ないし属人法）によるとするのが通説であり、法人格否認の法理も、法人の従属法を準拠法とすべきである（杉林信義編『法例コンメンタール』44頁〔江尻隆執筆〕）とする見解がある。「およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであって」（最判昭和44年2月27日民集23巻2号511頁）、「法人は一国法制の法技術的産物である」（山田録一『国際私法〔第3版〕』232頁）、外国法人の法人格の存否については、民法35条によりその成立が認許される限り、疑似外国会社とされるような場合を別とすれば、法人格を与えた設立準拠法国の立法政策を尊重することが求められるのであり、法人格否認の法理も、法人格の存否に関わる問題である以上、法人の従属法をその準拠法と解すべきとする考えは一理ある。

他方で、法人格否認の法理に関する準拠法の選択は、法人格否認の法理が「どのような利害調整の道具として用いられているかに応じて実質的に考えなければならない。」（藤田友敬「会社従属法の適用範囲」ジュリ1175号9頁）との指摘もある。法人格否認の法理は、法人格を全面的に否認するものではないため、問題の性質あるいは当該法理が事件において果たす機能に沿って、従属法、当該事件の準拠法、その法人を事実上支配している別の法人の設立地法によるべきかを類型化して決定すべきとの見解（溜池良夫『国際私法講義〔第3版〕』294頁）

も有力である。

本件で、Y₂は、法人格否認の法理の適用を判断するにあたっては、Y₁の設立準拠法に従うべきであるにもかかわらず、ケイマン諸島法の主張立証がなされていないと主張したのに対し、Xは、問題としているY₂の責任は、Y₁との実質一体性に基づく外観信頼法理に関するものであって、取引法上の外観信頼保護等が法人格否認の実質的理由であり、かかる法理によって当該外観に遭遇した債権者が救済されるという類型であるのだから、会社の従属法ではなく、取引準拠法（本件では日本法）に従って法人格否認の可否が判断されるべきであると主張していた。この点につき、裁判所は、既述のとおり、「Xは、本件和解契約における当事者の地位をAから承継した者がY₂であるとの外観が表示されていたという外観信頼の保護を法人格否認の法理の適用を認めるべき実質的理由であると主張しているのであるから、Y₁に対する法人格否認の法理の適用については、Y₁の設立準拠法であるケイマン諸島法ではなく、本件和解契約に適用される日本法によるべきである」と判示し、Xの主張を採用した。かかる見解は、契約上の債務を負担する者につき、法人格の否認が問題となったケースにおいて、取引準拠法を適用した裁判例（東京地判昭和63年3月16日金商814号31頁）でも採用されており、本件は、法人格否認の法理の準拠法の解釈につき、一例を追加するものと言える。

もっとも、かかる判断には全く疑問がない訳ではない。すなわち、法人格否認の法理の機能に応じて準拠法を決するという考え方においては、①過小資本、会社・株主間の財産混同のように、株主・会社債権者の全体的な利益が問題となる場合（いわゆる「制度的利益の擁護」が問題となる場合）は、当該会社の従属法が準拠法になり、②外観信頼の保護、契約上の債務を負担する主体の誤認の場合のように、個別具体的な取引保護上の利益保護等が問題となる場合（いわゆる「個別的利益」の調整が問題となる場合）には、会社法上の利益保護ではなく、個別具体的な取引上の利益保護が問題となっているから、その法律関係の効果法による、と説明されているところ（江頭憲治郎「法人格否認の法理の準拠法」遠藤美光ほか編『企業結合法の現代的課題と展開』1頁）、本件で問題にさ

れているのは、投資活動において、投資家からの出資を受けるビークルを設立し、当該ビークル及びその出資者らが様々な金融サービス業者の協力を得て投資活動を行う場合において、当該ビークルに、その株主、出資者及び関与する金融サービス業者等とは別に特別目的会社としての独立した法人格を与えることの当否である。すなわち、問題とされているのは、「債権者側と、株主・会社間に存在する特殊の事情」ではなく、このような集団投資スキームにおいて、出資を募り、金融サービス業者の協力を得て投資活動を行う会社に法人格を与えるべきか否かという点なのであり、そうであれば、かかる点は、設立国の立法政策上の問題であると言えなくもない。仮に本件において個別的利益の調整という観点が部分的に問題になるとはしても、一国の立法政策に基づいて法人格が与えられている以上、設立地法上法人格が与えられている団体について、安易に取引の効果法を準拠法としてその法人格を否認することは、外国会社について日本の会社と同様の私権を付与することを原則とする民法35条に照らして許されるのか、国際私法の観点からは、なお検討の余地があると思われる。